

田原市認知症総合支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東三河広域連合地域支援事業実施要綱（平成30年4月1日施行）第4条第1項の規定に基づき、東三河広域連合から田原市（以下「市」という。）へ委託される同項に規定する認知症総合支援事業（以下「事業」という。）の実施について、同要綱に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 市は、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができる。

(訪問支援対象者)

第3条 事業の対象者は、原則として40歳以上で、在宅で生活し、かつ、家族の訴え等により認知症が疑われる人又は認知症の人で、次の各号のいずれかに該当する者（以下「訪問支援対象者」という。）とする。

(1) 医療サービス若しくは介護サービスを受けていない者又は中断している者で、次のいずれかに該当する者

- ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- イ 繼続的な医療サービスを受けていない者
- ウ 適切な介護サービスに結び付いていない者

(2) 医療サービス又は介護サービスを受けているが認知症の行動及び心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 認知症初期集中支援推進事業

(2) 認知症地域支援・ケア向上事業

(認知症初期集中支援推進事業)

第5条 認知症初期集中支援推進事業は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、次条に規定する認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を配置し、早期診断及び早期対応に向けた支援体制を構築する事業であって、次に掲げるものを実施するものとする。

(1) 支援チームに関する普及啓発

(2) 認知症初期集中支援の実施

ア 訪問支援対象者の把握

イ 情報収集及びアセスメント（訪問支援対象者及びその家族を観察し、評価することをいう。以下同じ。）

ウ 初回訪問時の支援

エ 支援チームのメンバー（以下「チーム員」という。）会議の開催

オ 初期集中支援の実施

カ 引継ぎ後のモニタリング

キ 支援実施中の情報の共有

（支援チーム）

第6条 支援チームは、第1号に規定する者2人以上及び第2号に規定する医師1人以上の計3人以上で組織する。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士、介護支援専門員又はこれらに準ずる者で、次の要件を全て満たすもの

ア 認知症の医療又は介護における専門的知識及び経験を有すると市長が認める者

イ 認知症ケアの実務経験 3 年以上又は在宅ケアの実務経験 3 年以上を有する者

ウ 国が定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講し、必要な知識及び技能を修得した者。この場合において、当該要件を満たすチーム員と研修内容を共有することができるときは、当該研修を受講していなくても当該要件を満たしているものとみなす。

(2) 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした 5 年以上の臨床経験を有する医師であり、かつ、認知症サポート医（認知症の確定診断を行うことのできる医師をいう。以下同じ。）である者。ただし、当該医師の確保が困難な場合には、当分の間、次に規定する者

ア 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした 5 年以上の臨床経験を有する医師であり、かつ、今後 5 年間で認知症サポート医の研修を受講する予定のある者

イ 認知症サポート医であり、かつ、認知症疾患の診断及び治療に 5 年以上従事した経験を有する者（認知症疾患医療センター等に属する専門医と連携を図っている場合に限る。）

（チーム員の役割）

第 7 条 前条第 1 号に規定する者は、訪問支援対象者の認知症の包括的なアセスメントに基づく初期集中支援（医療機関への受診が必要な場合の訪問支援対象者への動機付け、継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援、介護サービスの利用等の勧奨及び誘導、認知症の重症度に応じた助言、身体を整

えるケア、生活環境の改善等の支援をいう。)を行うため、訪問活動等を行うものとする。

2 前条第2号に規定する医師は、他のチーム員を支援し、認知症に関して専門的見地から指導及び助言を行い、必要に応じてチーム員とともに訪問支援対象者を訪問し、相談に応じるものとする。

(検討委員会の設置等)

第8条 市長は、次に掲げる事項を検討するため、認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

- (1) 支援チームの活動状況に関すること。
- (2) 関係機関との連携に関すること。
- (3) その他支援チームの活動について必要な事項に関すること。

(認知症地域支援・ケア向上事業)

第9条 認知症地域支援・ケア向上事業は、医療、介護等の連携強化による地域における支援体制の構築及び認知症ケアの向上を図るため、次条に規定する認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）を配置し、認知症の人及びその家族（以下「認知症の人等」という。）を支援する相談業務等を行う事業であって、次の各号に掲げるものを実施するものとする。

- (1) 市及び認知症に係る医療機関、介護サービス提供機関、支援機関等との連携及び調整に関すること。
- (2) 認知症の人等に対する適切な支援の検討及び実施に関すること。
- (3) 認知症の人等を支援する社会資源の情報収集及び提供に関すること。
- (4) 認知症の人等に対する支援のための研修会及び交流会等の実施に関すること。
- (5) 認知症に関する正しい理解の普及及び啓発に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、認知症の人等に関する支援について必要な

事項に関すること。

(推進員)

第10条 推進員は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

(1) 認知症の医療及び介護における専門的知識及び経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士又は介護支援専門員

(2) 前号に定める者のほか、認知症の医療及び介護における専門的知識及び経験を有すると市長が認めた者

(個人情報の保護)

第11条 チーム員及び推進員その他事業に従事する者は、事業に関して収集した訪問支援対象者及びその家族の個人情報及びプライバシーの尊重及び保護に万全を期すものとし、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 事業の庶務は、田原市福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(田原市認知症初期集中支援推進事業実施要綱の廃止)

2 田原市認知症初期集中支援推進事業実施要綱(平成28年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。